

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高畠町は予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関する事項を契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

山形県高畠町長

公表日

令和3年12月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎等予防接種時の定期予防接種や必要時任意予防接種に係る予診票の発行及び接種歴の管理を行う。また、高齢者に対して、インフルエンザや高齢者肺炎球菌等の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理を行う。新型インフルエンザの予防接種に係る予診票の発行、対象者の把握と管理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に関する記録の作成と保存手続き ④予防接種による健康被害救済に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none">・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種対象者ファイル (2) 団体内統合宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1号別表第一第10項並びに項番93の2並びに予防接種法第5条等 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種関係 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・情報提供 番号法第19条第8号 別表第2の115の2 ・情報照会 番号法第19条第8号 別表第2の17、18、19、115の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康長寿課
②所属長の役職名	健康長寿課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町役場 総務課 電話番号 0238-52-1734
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島379番地の1 高島町 健康長寿課 電話番号 0238-52-5045

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-①部署	健康推進課	健康長寿課	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	健康推進課長 高梨麗子	健康長寿課長 吉田 健一	事後	
平成29年4月1日	I-7 請求先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町総務課情報統計係 電話番号 0238-52-1734	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町役場 総務課 電話番号 0238-52-1734	事後	
平成29年4月1日	I-8 連絡先	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島436番地 高島町総務課情報統計係 電話番号 0238-52-1734	郵便番号992-0392 山形県東置賜郡高島町大字高島379番地の1 高島町 健康長寿課 電話番号 0238-52-1307	事後	
平成29年4月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成27年9月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成27年9月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-1-いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II-2-いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	新様式に変更				
令和2年9月30日	II-2-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月30日	II-2-いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年12月14日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第17,18,19	番号法第19条第7号別表第二第17,18,19,115 の2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月8日	I-1-1-②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎等予防接種時の定期予防接種や必要時任意予防接種に係る予診票の発行及び接種歴の管理を行う。また、高齢者に対して、インフルエンザや高齢者肺炎球菌等の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に関する記録の作成と保存手続き ④予防接種による健康被害救済に関する事務</p>	<p>予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎等予防接種時の定期予防接種や必要時任意予防接種に係る予診票の発行及び接種歴の管理を行う。また、高齢者に対して、インフルエンザや高齢者肺炎球菌等の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理を行う。新型インフルエンザの予防接種に係る予診票の発行、対象者の把握と管理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に関する記録の作成と保存手続き ④予防接種による健康被害救済に関する事務</p>	事前	
令和3年2月8日	3. 個人番号の利用	番号法第9条第1号別表第一第10項、項番93の2並びに予防接種法第5条等	番号法第9条第1号別表第1項番10、項番93の2並びに予防接種法第5条等	事前	
令和3年6月7日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第17,18,19,115-2	<p>・情報提供 番号法第19条第7号 別表第2の115の2</p> <p>・情報照会 番号法第19条第7号 別表第2の17、18、19、115の2</p>	事後	
令和3年6月30日	I-1-1-②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎等予防接種時の定期予防接種や必要時任意予防接種に係る予診票の発行及び接種歴の管理を行う。また、高齢者に対して、インフルエンザや高齢者肺炎球菌等の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理を行う。新型インフルエンザの予防接種に係る予診票の発行、対象者の把握と管理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に関する記録の作成と保存手続き ④予防接種による健康被害救済に関する事務</p>	<p>予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎等予防接種時の定期予防接種や必要時任意予防接種に係る予診票の発行及び接種歴の管理を行う。また、高齢者に対して、インフルエンザや高齢者肺炎球菌等の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理を行う。</p> <p>ワクチン接種記録システムへ予防接種対象者及び接種記録等の登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会提供を行う</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に関する記録の作成と保存手続き ④予防接種による健康被害救済に関する事務</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	I-1-③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年6月30日	I-4-②法令上の根拠	・情報提供 番号法第19条第7号 別表第2の115の2 ・情報照会 番号法第19条第7号 別表第2の17、18、19、115の2	・情報提供 番号法第19条第8号 別表第2の115の2 ・情報照会 番号法第19条第8号 別表第2の17、18、19、115の2	事後	
令和3年6月30日	II-2-いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月30日	II-2-いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年8月10日	I-1-①事務の概要	<p>予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎等予防接種時の定期予防接種や必要時任意予防接種に係る予診票の発行及び接種歴の管理を行う。また、高齢者に対して、インフルエンザや高齢者肺炎球菌等の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理を行う。新型インフルエンザの予防接種に係る予診票の発行、対象者の把握と管理を行う。</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種に利用する、ワクチン接種記録システムへ予防接種対象者及び接種記録等の登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会提供を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に関する記録の作成と保存手続き ④予防接種による健康被害救済に関する事務</p>	<p>予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎等予防接種時の定期予防接種や必要時任意予防接種に係る予診票の発行及び接種歴の管理を行う。また、高齢者に対して、インフルエンザや高齢者肺炎球菌等の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理を行う。新型インフルエンザの予防接種に係る予診票の発行、対象者の把握と管理を行う。</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種に利用する、ワクチン接種記録システムへ予防接種対象者及び接種記録等の登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会提供を行う。また、新型コロナウイルスワクチン接種後、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に関する記録の作成と保存手続き</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月22日	I-1-1-①事務の概要	<p>予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎等予防接種時の定期予防接種や必要時任意予防接種に係る予診票の発行及び接種歴の管理を行う。また、高齢者に対して、インフルエンザや高齢者肺炎球菌等の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理を行う。新型コロナウイルス感染症予防接種の予診票の発行、対象者の把握と管理を行う。</p> <p>新型コロナウイルスワクチン接種に利用する、ワクチン接種記録システムへ予防接種対象者及び接種記録等の登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会提供を行う。また、新型コロナウイルスワクチン接種後、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に関する記録の作成と保存手続き ④予防接種による健康被害救済に関する事務</p>	<p>予防接種法に基づき、乳幼児・学童に対し、ヒブ、小児用肺炎球菌、麻しん・風しん、日本脳炎等予防接種時の定期予防接種や必要時任意予防接種に係る予診票の発行及び接種歴の管理を行う。また、高齢者に対して、インフルエンザや高齢者肺炎球菌等の定期予防接種の予診票の発行及び接種歴の管理を行う。新型コロナウイルス感染症予防接種の予診票の発行、対象者の把握と管理を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握 ②予防接種の実施に関する事務 ③予防接種に関する記録の作成と保存手続き ④予防接種による健康被害救済に関する事務</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証 	事後	
令和3年12月22日	I-3法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1号別表第1項番10、項番93の2並びに予防接種法第5条等 2. 番号法第19条第5号、第15号</p>	<p>・番号法第9条第1号別表第一第10項並びに項番93の2並びに予防接種法第5条等</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 	事後	

